

電子契約を試行導入します！

福岡市は、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みとして、契約相手方の利便性の向上のため、電子契約を試行導入します。

あわせて、契約締結の際に必要な契約保証について、電子保証書を確認することで、来庁せずに契約することが可能になります。（電子契約の締結と電子保証書の確認の同時導入は政令指定都市初）

1 対象

令和4年12月1日以降に財政局契約課が契約する、主に予定価格1億円以上の工事

- 受注者が紙の契約書または電子契約を選択することができます。
- 電子契約の利用状況等を踏まえ、対象の拡大を検討していきます。

2 導入する電子契約システム

電子印鑑 GMO サイン（GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社）

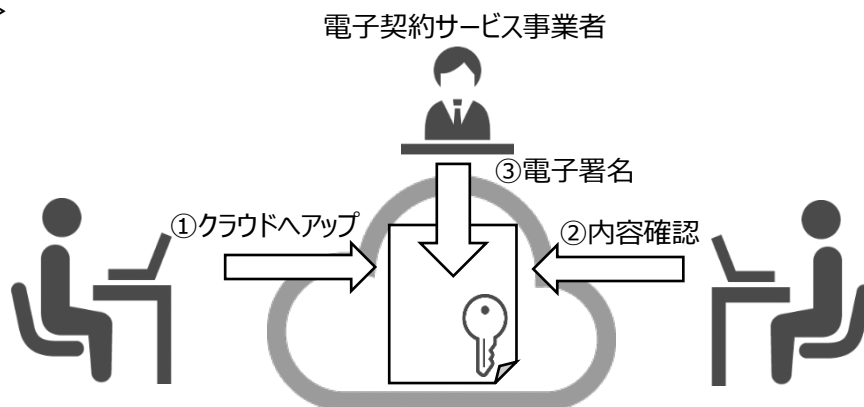
3 電子契約のメリット

- ① 契約書の印刷や製本、紙での保管が必要なくなります。
- ② 契約書への押印や書類の持参にかかる手間が省けます。
- ③ 契約書に貼り付けする収入印紙が不要になります。

電子契約とは、インターネット等の情報通信技術を利用し、電子ファイルに対して電子データ（電子署名・タイムスタンプ等）を記録して締結する契約のことをいいます。

今回導入する電子契約は、契約書など文書をクラウドにアップし当事者間で文書を確認、電子契約サービス事業者など第三者が電子署名する方式（立会人型）になります。

<イメージ>



【問い合わせ先】

福岡市財政局契約監理課

担当：小池

TEL:092-711-4306